

長崎奉行所西役所等遺跡群の  
調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書

(サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等)

2018年(平成30年)12月3日 月曜日

長崎市議会議長 五輪清隆 様

陳情人

〒852-8127

長崎県長崎市大手二丁目十七-四十六-一〇二

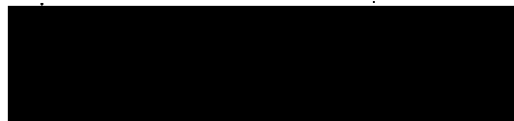
養生所を考える会 代表 池知和恭



議会事務局議事調査課



連絡先



長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情  
(サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等)

1. 長崎奉行所西役所等遺跡群の範囲について

私達 当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群の範囲について、サン・パウロ教会/ご上天のサンタ・マリア教会等跡、長崎奉行所東西役所跡、長崎県庁跡、大波止跡、築地跡等より構成します。

(1) 私達 当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群の範囲については、土木造成によって形成されたことより土木造成の遺跡である側面を有すること、この範囲の土地が空間上連続した土地であること、いずれも江戸期までに造成された土地であること、造成された時代ごとの相違が相互比較により一体的に理解できる可能性があること、土地の用途として長崎海軍伝習において長崎奉行所西役所が伝習生の宿泊所であり大波止で造船が行われたこと等一体性がある又は一体性があると考えられること、これらの個別の遺跡はいずれも海と丘の接点との立地によりこの立地に沿った土地の利用が成されていること、に鑑みて、之を一体の連続した遺跡と捉えます。

(2) 遺跡は、文化財保護法上では、地上遺跡としての文化財である「記念物」、文化財が土地に埋蔵された状態のものである「埋蔵文化財」、及び双方の混在として把握されます。

(3) 当該遺跡群に関する自然としての又遺跡としての“長か崎”の丘の造形そのものが長崎地域のランドマークとなります。

(4) 当該遺跡群の取扱いについて、以下、要望します。

2. 私達 当会は、皆様に、普遍的に、遺跡を、第一義に遺跡として取扱うよう要望します。

(1) 私達 当会は、長崎の旧市街と郷村部の関連区域を“都市長崎遺跡”と捉えます。

長崎地域は、古代より長崎県地域等一帯が日本/東シナ海域を囲む地域の海洋性文化圏の構成地域であると考えられること、日本の中世末期に“長か崎”の丘の先端部が大村氏とローマ・カトリックによって町立てされ、程なく、大村氏の三城七騎籠の際の長崎への諫早-深堀勢の攻撃の後大村氏と有馬氏によって町は武装化し、さらに、深堀氏の長崎への攻撃の後、教会領となり、町を守る為ローマ・カトリックはサン・パウロ教会(岬の教会)と広場を中心として要塞(石垣)と大堀を構築し小さな西洋に云う城塞都市を形成したこと、岬の教会を建替えてご上天のサンタ・マリア教会とし、その後、日本の近世にかけて城塞都市の周辺に埋立を含む土地の造成によって街が整備され、“長か崎”の丘の先端部の旧サン・パウロ教会/ご上天のサンタ・マリア教会一帯には新しい長崎奉行所が建設され、“長か崎”の丘の先端部の海中には出島が建設され、立山の山麓の旧山のサンタ・マリア教会一帯には長崎奉行所立山役所が建設され、又、長崎内港/外港には台場(砲台)や陣屋が構築され、近世の徳川氏の御公儀(後に云う幕府)の対外管理政策(後に云う鎖国)の下、日本で唯一御公儀が直轄する、西洋及び東洋と日本との情報と交易の窓口として海防軍事都市が形成され、西洋と東洋からの情報の蓄積によって、江戸幕府による日本の開国を懐胎し、日本の開国に当たってはその具体的な施策を遂行する唯一の都市となり西洋の近代の仕組みを組織的・体系的に導入し(対外条約交渉締結・長崎海軍伝習-医学伝習-長崎製鉄所-養生所/精得館、その他語学、憲法等)、日本の明治の御一新以降は、明治政府に精得館と長崎製鉄所の業務が引き継がれ、長崎奉行所西役所一帯に長崎県庁が建設され、日見峠に新道が開削され、港湾整備や埋立地の拡大や河川の改良、ダム建設による近代水道が整備され、鉄道が敷設され日本の近代化を支える拠点として機能してきました。第二次世界大戦/太平洋戦争の末期には、プルトニウム型原子爆弾の投下によって被爆しました。その後、戦後の復興をへて高度成長期を経験し現在の経済の安定期を迎えています。

これ等の事象の痕跡として“都市長崎遺跡”が形成されています。

都市長崎遺跡は、小さいながら西洋式の城塞都市として形成された城下町です。

日本に形成された西洋式の城塞都市とその城下町として、日本で唯一、世界で唯一です。城下町としての都市の構造と性格は、長崎奉行所東西役所、後に長崎奉行所西役所の存在により、近世に継承されたと考えられるのではないのでしょうか。

ローマ・カトリックによる都市長崎は、自治都市としての在り方を持っています。

近世の都市長崎の在り方は、之を継承して、又は、堺のような、中世の自治都市としての在り方に近いものかもしれません。

あるいは、都市長崎は当初より、カトリック教徒にとってアジール(独: asyl、仏: asile、英: asylum: 聖域・自由領域・避難所)としての性格を有していたかもしれません。

私達 当会は、都市長崎及び都市長崎遺跡について、之が多面的多角的多様な学術上価値を有する筈と考えます。

遺跡は、土地の利用の変遷の姿であり土地の履歴です。

現代の都市長崎は、歴史の時間の経過を通じた個別の土地の用途と街の構造を連続的に継承して形成されていることが理解できます。

(2)私達 当会は、皆様に、現代の長崎の街の未来への展望について、長崎の街の歴史的に連続する個別の土地の用途と街の構造を継承し、連続的で安定した街の発展を実現することを提案し要望します。

(3)私達 当会は、皆様に、遺跡を都市におけるオープンスペースとしても活用し、美しく変化があり個性のある街づくり、同時に、現在への歴史と街の成り立ちを体験的に理解できる街づくりに計画的に取り組み昇華することを提案し要望します。

(4)私達 当会は、皆様に、長崎の旧市街と郷村部の関連区域を“都市長崎遺跡”と捉えた街づくりを計画し、浦上川河口東岸域一帯を再開発区域と位置づけて現代的行政金融経済都市機能を集約し一方でコンパクトシティの概念に沿った公共居住区と関連利便を集約した街づくりを計画し、両者の境界域を中心に新しいオペラハウス/シンフォニーホール等抽象芸術の活動の場を設置し、両区域の輻輳した都市動線を形成して、両区域の融合をも目指す都市計画「長崎歴史文化都市構想」を提案し要望します。

(5)私達 当会は、皆様に、“都市長崎遺跡”について、周知の埋蔵文化財包蔵地に決定することを要望します。

### 3. 長崎奉行所西役所等遺跡群の取扱いについて

当該の長崎奉行所西役所等遺跡群は、中世には森崎神社の地として、中世末期の都市としての町立て以来、現在までの歴史を通して、その地政学的な背景によって都市長崎の政治行政上の重要な又中心の役割を果たしてきました。

私達 当会は、長崎県庁の建物と役割こそ移転しましたが、長崎の歴史が、世界と直接に関連し之に影響する歴史であることに鑑み、その歴史のこの地における遺跡として歴史上の他にない事実としてその所縁により、この地を遺跡として現状保存し情報発信し公開し又は整備し活用することで、長崎地域の重要な又中心としての役割を果たし得る、と考え、一貫して、当該遺跡群を遺跡として取り扱うことを、提案し要望します。

当該遺跡のうち長崎奉行所西役所等遺跡は、石垣等地上遺構からなる遺跡として文化財保護法上の記念物であり、同時に当該区域内の土地に埋蔵文化財が内包されています。

同じく、大波止遺跡や築地遺跡は、現在地上遺構が確認できないと思われ、埋蔵文化財の状態です。

当該遺跡群一帯は、長崎県と長崎市が連携した文化財保護行政により「周知の埋蔵文化財包蔵地」に決定されています。

私達 当会は、皆様に、当該遺跡群について、第一義に遺跡として取扱うよう要望します。  
私達 当会は、皆様に、当該遺跡群について、次の優先順位で当該の事象を要望します。

(1)私達 当会は、皆様に、当該遺跡群について現状保存を実施することを要望します。

(2)私達 当会は、皆様に、当該遺跡群の行政上の調査として分布調査、試掘・確認調査、保存目的調査、活用のための調査を実施することを要望します。

(3)私達 当会は、皆様に、当該の確認調査について遺跡の現在の実態の全貌を把握できる発掘調査を実施することを要望します。

(4)私達 当会は、皆様に、当該遺跡群について、情報発信による活用を実施することを要望します。

(5)私達 当会は、皆様に、当該遺跡群について、遺跡の公開による活用を実施することを要望します。

(6)私達 当会は、皆様に、当該遺跡群について、必要に応じて盛土をも施し、都市のオープン・スペース:都市緑地公園等として活用することを提案し要望します

(7)私達 当会は、皆様に、当該遺跡群の長崎奉行所西役所等遺跡について、必要に応じて盛土をも施し、長崎奉行所西役所を平面図等により再建し、日本にとっての伝統的な和の空間として市民の憩いの場、伝統的な日本文化や各国の様々な文化による活動の場、奉行所の構えの格式を背景に日本人及び諸国の人々に対する和の接待応接の場として活用することを提案し要望します。

(8)私達 当会は、皆様に、当該遺跡群の大波止遺跡について、必要に応じて盛土をも施し、長崎くんちの御旅所を恒久的に当該土地一帯に戻すことを提案し要望します。

(9)私達 当会は、皆様に、“長か崎”の丘の造形のランドマークとしての性格そのものをより良く活かすことを提案し要望します。

一帯の建物の高さを低く制限する、丘の上や先端部の麓一帯を漸次芝を主体とした緑地公園とするなど、都市計画上の工夫を提案し要望します。

(10)私達 当会は、皆様に、長崎奉行所西役所等遺跡群の全域について、周知の埋蔵文化財包蔵地に決定することを要望します。

#### 4. 文化財保護行政における土地に依存する文化財の保護と開発事業との調整について

(1) 遺跡、即ち、文化財保護法上の文化財である「記念物」、「埋蔵文化財」はその土地に依拠して存在します。

(2) 2018年(平成30年)10月15日月曜日の長崎新聞第16面記事『県庁跡地活用歴史重視を』において、日本考古学協会会長谷川章雄氏は「一般的には、いったん開発の計画が決まってしまうと、その後にはいい遺跡が出てきても、残すことは非常に難しくなる。開発計画を諦めるということは、過去においてまれだ。むしろ計画を決める前に遺跡の持っている意味をきちんと評価し、計画が適切かの判断をしなければならない。」と言及しておられます。

(3) 埋蔵文化財保護行政における代表的な文化庁次長通知や委員会報告による埋蔵文化財保護行政の概要は次のとおりです。

“埋蔵文化財保護行政の基本を「現状保存」とし、各都道府県教育委員会、及びこれに準じて各市町村教育委員会は、国、公団、都道府県、都道府県の公社、市町村が発注する公共工事に伴う埋蔵文化財の取扱いに関し、教育委員会と当該の公共工事担当部局との定期的な連絡調整の場を設け、(一)事業計画等の情報交換によって、教育委員会は、公共工事担当部局に対し、埋蔵文化財に関する情報提供を行うとともに、事業計画について情報収集を行い、計画の初期段階にあるものも含め、できる限り長期間にわたっての事業の計画を把握するよう努めること、(二)埋蔵文化財の取扱い等に関する協議、(三)次年度調査体制等に関する調整、の措置を講じつつ、埋蔵文化財保護行政の4つの段階、即ち、①把握・周知、②調整、③保存、④活用の各段階を認識して様々な行政判断と連携して、a. 埋蔵文化財保護法による保護の措置、b. 当該法以外の土地の利用に関する法律による埋蔵文化財の保存と活用、c. 法律によらない埋蔵文化財の保存と活用、の各方法によって、各局面において分布調査、試掘・確認調査、保存目的調査、活用のための調査によって遺跡の実態(所在・範囲・内容や価値)を把握して4つの段階の目的を達成して埋蔵文化財保護行政の基本である「現状保存」の実現に努め、そこに開発事業等が計画された場合には、保存について事業計画との調整を行い、現状保存を図ることができないものについては(やむを得ない次善の策として)記録保存の措置をとる。

現存する埋蔵文化財や出土文化財、保存されている記録について、文化財保護法の目的に則り、国民の要望に応え、国民に文化財保護行政の成果を還元するものとして、様々な活用を図る。”

5. 私達当会は、皆様に、長崎地域の文化財保護行政において、文化庁による提示や有識者の見識に従った、行政内容の実施を要望します。

6. 私達当会は、皆様に、長崎地域の地方公共団体の行政において、文化財保護法上の記念物であり埋蔵文化財である遺跡について、之を、第一義に、文化財保護行政上の対象として取扱うことを要望します。

7. 私達当会は、皆様に、当該の公共用地を含む長崎奉行所西役所等遺跡群の取扱いについて、歴史上評価、地域の歴史的文化的遺産としての評価、発掘調査の成果を含めた個別の遺跡の評価が定まる以前に、当該地に於ける遺跡の活用と整備の方針や計画、又、その他の当該地に於ける新たな開発事業の方針や計画を決定されることのないようお願い申し上げ提案し要望します。

8. 文化財保護法に定める文化財、即ち記念物や埋蔵文化財、他の全ての有形無形の文化財は、世界の人類に共通共有の普遍的な歴史的・文化的資産であり、宇宙と地球の自然環境、又、人類又は国土の社会資本その他のその時々の人類の生活環境の全てと同様、私達人類の人類としての存在に関して欠くことのできない環境と素材であり、私達人類が人類としての存在と心を知り、又、人類としての存在と心を育む場である、即ち、より人類が人類らしく存在する為の環境と素材である、と考える事ができます。

私達当会は、現代の日本の都市的な生活において陥りがちな知識への偏重をも鑑み、之等の全ての文化財及び之に準ずるものごとについて、私達人類の人類としての存在に関して欠くことのできない環境と素材であると認識する処より、之を意図的に又意図せず不可視/不可触/不可匂/不可聴/不可味の情報や知識に変換変形して同時に破壊・滅失することなく、そのまま、可視/可触/可匂/可聴/可味の具体的な事象、即ち、飲食や振舞いや存在や活動と土地の利用の履歴として、保存し継承し広範に周知し発信し活用・振興することを、皆様に提案し要望します。

私達当会は、私達人類の研究により、私達人類の現代的な生活上の機能の達成と文化財の環境及び素材としてのあり方の双方が人々によって二者択一の対立した事象として認識されることなく双方共に人類にとって必要な事象として理解され実現される処の、人類の活動又は生活の場をより高度な現代的機能と遺跡の現状保存の双方の親和によって形成された環境、又は、消費ではなく人類の本源的な創造へ向けた環境として整えることが可能であると考え、斯かる私達人類の活動のより高度な環境の整備こそ国際機関及び国及び地方公共団体等の行政の根源的な目的の一つであると理解し、又、之を宇宙と地球に存在する全ての私達人類が必要とする事象であると理解し、斯かる現代の人類のための環境整備の達成を、皆様に提案し要望します。

9. 2018年(平成30年)11月8日 木曜日 付け及び2018年(平成30年)11月13日 火曜日 付け 長崎県 教育庁 学芸文化課長 草野悦郎 様 学芸文化課 文化財班 参事 日高真吾 様 学芸文化課 文化財班 主任 文化財保護主事 濱村一成 様 長崎市 文化観光部 文化財課長 大賀史郎 様 長崎市 教育委員会 教育総務部 施設課長 西原政彦 様 長崎市 都市経営室長 岩永浩 様 長崎市 まちづくり部 都市計画課長 谷口忠二 様 長崎市 まちづくり部 建築課長 山口圭司 様 長崎市 土木部 土木総務課長 竹内裕二 様 長崎市 土木部 土木建設課長 桐谷匠 様 長崎市 中央総合事務所 地域整備二課 田畑徳明 様 長崎市 理財部 資産経営室長 都々木伸吾 様 長崎市 理財部 財産活用課長 勝本幸久 様 長崎市 環境部 環境政策課長 山本 勉 様 長崎市 議会 議長 五輪清隆 様 長崎市 文化財審議会 会長 下川達彌 様 宛『都市長崎遺跡・養生所/(長崎)医学校等遺跡に係る資料のお届けについて』として関連資料をお届け致しましたので御一読下さいますようお願い申し上げます。

## 10. 添付資料

(1)『“歴史学”と“遺跡”そして“都市長崎遺跡”と“養生所/(長崎)医学校等遺跡”－養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より－』

2018年(平成30年)8月5日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

(2)『県庁跡地活用 歴史重視を』記事

2018年(平成30年)10月15日 月曜日 長崎新聞 第16面 記事

(3)『文化財保護法 抜粋－養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より－』

2018年(平成30年)11月1日 木曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

(4)『文化庁次長通知及び委員会報告の抜粋に見る埋蔵文化財保護行政の概要－養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より－』

2018年(平成30年)11月23日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

(5)『埋蔵文化財保護行政における代表的な文化庁次長通知及び委員会報告の要約と簡略な抜粋－養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より－』

2018年(平成30年)11月23日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

(6)『埋蔵文化財保護行政における代表的な文化庁次長通知及び委員会報告(抜粋)』

2018年(平成30年)11月23日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

(7)『[長崎歴史文化都市構想－創造環境の共有(share)－]の提案と要望 長崎奉行所西役所等遺跡の取扱いの基準について』

2018年(平成30年)11月3日 土曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

(8)『[長崎歴史文化都市構想－創造環境の共有(share)－]の提案と要望の具体案の骨子』

2018年(平成30年)11月4日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

(9)『長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書  
(サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等)  
その他の添付資料』

2018年(平成30年)12月4日 火曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

以上